

(仮称) 小台橋保育園新築工事の一般競争入札にかかる入札要綱

(目的)

第1条 この要綱は社会福祉法人教信精舎（以下「法人」という。）が発注する（仮称）小台橋保育園（以下「新園」という。）新築工事契約にかかる入札及びそれに関連する事項について定めることにより、入札の公正性、透明性及び競争性を確保し、もって、社会福祉法、児童福祉法、建築基準法及び関連法令、基準等に適合する安全、安心な新園の建設に資することを目的とする。

(一般競争入札)

第2条 本件工事の一般競争入札にあたっての基本的な要件は次のとおりである。

- (1) 新園の敷地は荒川区立小台橋保育園旧園舎及び園庭用地の一部を荒川区から借り受け、荒川区から公的補助を受け園舎を建設するもので、極めて公共性の高い施設である。したがって、入札及び建設業者決定に至る諸手続きの公正さと透明性が特に求められる案件である。
- (2) 新園の概要は第3条第1項に示すとおりであり、保育施設は建築基準法上児童福祉施設等に分類され特殊施設で耐火建築物とすることが求められる。一方、工事関連車両が使用する周辺道路は狭い箇所が多く、鉄筋コンクリート造の建設が困難な状況のもと、木造プラン、鉄骨造プランを各々推奨する設計業者2社による提案協議を行ったところ木造プランを提案した株式会社 I-PLAN（以下「I-PLAN」という。）を法人理事会で選定し、その設計に基づいて建設する工事案件である。
- (3) この規模の木造新園の建設は、木造耐火技術を用いた部材を使用し、防災性、安全性に優れた KES 工法（Kimura Excellent Structure System）の導入を前提に計画しており、工事業者には高い適格性と現に同等の保育施設建設の実績を有することが求められる。
- (4) 新園は、前各号に記載の経緯と条件等に鑑み、入札参加業者の適格性の有無を I-PLAN が評価・判定する。

なお、具体的な適格性の要件及び入札参加資格等は第4条に定める。

(入札の概要)

第3条 発注する建設工事の概要は次のとおりとする。

- (1) 工事名 (仮称) 小台橋保育園新築工事
- (2) 工事内容 基礎、外構、エレベータを含む建築工事、電気設備工事、機械設備工事を一括して発注する。
- (3) 工事場所 東京都荒川区西尾久六丁目275-2の一部
- (4) 敷地面積 約 995 m²
- (5) 延床面積 約 1,630 m²
- (6) 3階床面積 約 506 m²

- (7) 建物高さ 約 14.9メートル（最高高）
- (8) 工事期間 契約日から平成 32 年 2 月 28 日

2 入札の概要は次のとおりとする。

- (1) 設計図書配布日 平成 31 年 1 月 28 日
- (2) 質疑回答期限 平成 31 年 2 月 21 日
- (3) 入札日時 平成 31 年 2 月 28 日 午前 10 時
- (4) 入札場所 荒川区東日暮里 3 丁目 11 番 19 号 タヤケコヤケふれあい館
- (5) 入札保証金 免除する。
- (6) 工事予定価格 ￥629,600,000（税抜）
- (7) 最低制限価格 設定する。

（入札参加資格）

第4条 競争入札参加業者に対しては、I-PLAN が次に掲げる適格性の有無を評価・判定する。

- (1) KES 工法による建設の実績を有していること。
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 発注する工事の施工についての適格性
- (4) 他の官公庁及び保育施設建設工事等の実績
- (5) 工事成績の評定結果
- (6) その他判定にあたり必要な事項

2 前項に掲げる適格性を有する者であって、次の入札参加資格を満たす者を入札に参加させる。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を有すること。
- (3) 入札参加者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において建設業法による営業停止処分を受けていない者
- (4) 正常な入札の執行を妨げるなどの行為を行わず、もしくは、行う恐れがないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 法人役員本人またはその親族が役員に就任していない業者であること。

- (8) 本件工事設計業務、設計監理業務の受注者でなく、資本及び人事面での一切の関連がないこと。
- (9) 直近5年間で、本件物件と同規模以上の建設工事を施工した実績があること。
- (10) 非住宅木造耐火建築物で3階建の施工実績があること。
- (11) 工事の全部または大部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることがない者
- (12) 特定建設業者であって専任の監理技術者を配置すること。

3 本件入札においては荒川区競争入札等参加者選定要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項第5号の規定を準用し、特定建設共同企業体（JV）の参加は受け付けない。

（入札の実施）

第5条 入札にあたっては、第3条第2項の第6号及び第7号に規定する価格を記載した用紙を封入し会場に備えるものとする。

2 入札には1-PLAN担当者1名以上、法人理事長、担当理事1名、法人職員2名以上が立ち会う。

3 入札参加業者は入札を行う者1名と立ち合い1名まで入札会場への入室ができる。

4 落札者が決定したとき法人は、その業者の名称及び落札した金額を、落札者がなかったときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

5 法人は開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存する。

（欠格条項）

第6条 荒川区契約事務規則（以下「規則」という。）第5条第1項の第1号から第4号、同第5条第2項の第1号から第5号に該当する者は入札者、契約の相手方またはその代理人となることができない。

（落札者）

第7条 本件入札については最低制限価格以上でかつ、予定価格以下の最低価格の入札者を落札者とする。

2 落札者が第4条第1項に規定する適格性がない、もしくは、同第2項の入札参加資格を有しない、あるいは、第6条に規定する欠格条項に該当することが明らかになった場合は、落札者を契約の相手方としない。

3 前項に該当する場合において、第1項の規定に該当する業者が他にある場合、その者と

協議の上、落札者とすることができる。

4 入札を行う者がいない場合、もしくは、予定価格以下の入札者がいない場合は、直ちに入札を行う。

(委任)

第8条 本要綱に定めなき事項については、政令、規則、要綱における関連規定を参考に、法人理事長がこれを定める。

附 則

第1条 本要綱は平成31年1月11日より施行する。